

平成 28 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) 公募要領補足事項
事業完了日の遅延が見込まれる事業の申請について

事業計画上(補助対象となる住宅の工程など)のやむを得ぬ理由から、本事業の公募要領 8 ページに記載された事業完了日までに事業完了出来ない事が見込まれる事業を申請する場合は、交付申請時に遅延の理由を示す理由書(自由書式)を添付してください。

S I I は、理由書に記載された遅延理由に不備がない場合には、最長で平成 29 年 1 月 20 日(金)まで事業期間の延長を認めます。

<理由書に記載頂く事項>

- ・住宅の工法
- ・交付決定予定時期以降の工程を中心とした補助対象住宅の事業スケジュール
- ・事業完了予定日(事業完了日について 公募要領 P 29 参照)
- ・補助対象事業実績報告書提出予定日

<注意事項>

事業期間の延長は、申請した事業の審査・選考の後、交付決定通知の段階で行います。事業期間の延長が認められた場合には、補助対象事業実績報告書の提出期限は、「新たに認められた事業完了日から 15 日以内」又は「平成 29 年 1 月 27 日(金) 17:00(必着)」のいずれか早い方となります。

※ 公募時期を問わず、補助対象事業実績報告書が平成 29 年 1 月 27 日(金) 17:00 までに届かない場合は補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。

以上